



健感発第0329003号

平成19年3月29日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の診査に関する協議会の運営について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）の施行に伴い、同法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条の感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営については、下記により取り扱うべきこととしたので、その適正な運用を図られたい。

記

第1 部会の設置について

- 1 結核予防法に基づく結核の診査に関する協議会が行っていた事務を法に基づく協議会において処理することから、法第24条第6項の条例において、協議会が処理する事務を分掌する部会の設置について定め、これに従って各部会がそれぞれの事務を担当することは差し支えないこと。

ただし、この場合において、部会に属すべき委員の構成は、同条第4項及び第5項の規定による必要があること。

- 2 部会の決議をもって協議会の決議とすることは、法第24条第6項の条例においてその旨を定めれば、差し支えないこと。

第2 委員の構成について

1 法第24条第5項において、協議会の委員は、

- ① 感染症指定医療機関の医師
- ② 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く。）
- ③ 法律に関し学識経験を有する者
- ④ 医療及び法律以外の学識経験を有する者

のうちから、都道府県知事が任命するものとされているが、同項は、人権の尊重の確保と措置の適法性を担保する観点から、新たに協議会への参画を義務付けられた③の「法律に関し学識経験を有する者」も含め、上記の①から④までに該当する者のそれぞれから都道府県知事が任命することを規定したものであること。よって、任命される委員には、①から④までに該当する者がそれぞれ1人以上含まれることが原則であること。

なお、同条第4項において、協議会は委員3人以上で組織することとされており、委員を3人とする場合において、①から④までに該当する者のいずれか二者の立場を兼ねる委員を任命することは差し支えないこと。

2 「法律に関し学識経験を有する者」には裁判官、検察官、弁護士、大学の法学部の教授・助教授等が、「医療及び法律以外の学識経験を有する者」には公職経験者、大学教授等が含まれること。

第3 協議会の開催方式について

法第20条第1項の規定による勧告に係る協議会への意見聴取については、人権の尊重の観点から、同条第5項の規定に基づき例外なく実施する必要があるが、結核患者発生数に照らして、結核患者に係る入院の妥当性の診査のため協議会を開催することが事実上困難となる都市部においては、次の要件を満たした場合に、公益性、緊急性にかんがみ、協議会への意見聴取の手続を例外的に簡素化して差し支えないこと。

- ① 客観的な検査結果により、結核のまん延を防止する必要があると認められること。
- ② 法第20条第1項の規定による勧告に係る入院について、診査の対象となる結核患者の同意が得られていること。
- ③ 法第24条第6項の条例の規定に基づき、意見聴取の手続を簡素化することについて、あらかじめ協議会（結核患者の入院の診査を担当する部会を設けている場合には、当該部会。以下同じ。）の委員間において申し合わせがなされていること。
- ④ 勧告を行わなければまん延が生ずる具体的危険があること。

この場合において、法第20条第1項の規定による勧告に係る入院についての協議会への意見聴取は、次のような方法をもって行うこととして差し支えないこと。

イ テレビ電話会議等による一堂に会さない遠隔地での合議・議決を行う方法

ロ 持ち回り決裁等により、各委員の判断を経て議決を行う方法

ハ 法第20条第1項の規定による勧告に係る入院について協議会の委員長（委員長が医師でない場合にあつては、医師1人）による了承を得た上で、その後最初に開催する協議会において改めて診査を行う方法

なお、こうした簡素化の取扱いは、患者発生数に着目して例外的に認められるものであつて、結核患者の入院に関し協議会を開催することが事実上困難となるような事情が認められない地域においては、通常の協議会への意見聴取が必要であること。